
高槻市災害時要援護者支援システム構築業務に係る
プロポーザル募集要項

令和7年4月

高槻市

1 目的

高槻市が災害時要援護者支援システム構築業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を募集するものである。

2 業務概要

（１）業務名

高槻市災害時要援護者支援システム構築業務

（２）業務の内容

「高槻市災害時要援護者支援システム構築業務仕様書」（以下「仕様書という。」）のとおり。
詳細は契約事業者と協議の上、決定する。

（３）業務期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

（４）担当部署

健康福祉部地域共生社会推進室

住所：〒５６９－８５０１ 大阪府高槻市桃園町２番１号

TEL：０７２－６７４－７１６２

FAX：０７２－６７４－７８２０

3 提案上限金額

１６，５００，０００円（消費税等額を含む。）

4 スケジュール（予定）

日程	内容
令和７年４月２４日（木）	公募開始
令和７年５月 ７日（水）１７時	参加表明に係る書類一式・質問書提出期限
令和７年５月１２日（月）	参加資格審査結果通知
令和７年５月１６日（金）	質問に対する回答
令和７年５月２２日（木）１７時	提案書の提出期限
令和７年５月２６日（月）	プレゼンテーション・ヒアリング日程等通知
令和７年６月 ４日（水）	提案書に基づくプレゼンテーション・ヒアリング
令和７年６月１３日（金）	提案書に基づくプレゼンテーション・ヒアリング（予備日）
令和７年６月２０日（金）以降 （＊）	審査結果通知
令和７年７月初旬	受託候補者との協議及び契約締結

（＊）令和７年６月４日（水）に全対象事業者のプレゼンテーション・ヒアリングを終えた場合は、審査結果通知以降の日程を前倒しする可能性あり。

5 参加資格

本プロポーザルに参加表明する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 高槻市財務規則（平成 7 年高槻市規則第 13 号）第 107 条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている業者である者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置の期間中でない者であること。
- (5) 高槻市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない者であること。
- (6) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づき会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (8) 人口 20 万人以上の市又は特別区において、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援に係るシステムの導入実績を有する者。
- (9) プライバシーマーク認証を取得していること。

6 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は**令和 7 年 5 月 7 日（水）17 時まで**に必要書類を添えて、参加表明を行うこと。なお、提出書類や期限、方法については、「**高槻市災害時要援護者支援システム構築業務に係るプロポーザル提出物一覧**」（以下「**提出物一覧**」という。）に記載のとおりとし、「システム導入実績調書」の作成方法については、「**高槻市災害時要援護者支援システム構築業務提案書等作成要領**」のとおりとする。

7 参加資格審査結果通知

参加表明のあった事業者へ「5 参加資格」に基づき、参加資格の有無を確認のうえ、令和 7 年 5 月 12 日（月）[予定] までに参加資格審査結果を電子メールで通知する。なお、電子メールの通知先は「(様式 2) 会社概要書及び事業実績一覧」に記載された連絡担当者メールアドレスとする。（以下、本市から電子メールにて通知・回答等する場合、同様）。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本プロポーザル参加における質問事項については、**令和 7 年 5 月 7 日（水）17 時まで**に「(様式 4) 質問書」に仕様書の該当するページ番号や項番、質問内容を記載し、本市ホームページ内の本募集要項掲載ページ下部の「お問い合わせフォーム（簡易電子申込サービス）」から提出（送信）すること（お問い合わせ内容の欄には「高槻市災害時要援護者支援システム構築業務に係る質問」と記載すること）。また、提出後は必ず、本市担当者へ電話による着信確認をすること。なお、電話又は口頭による質問は受

け付けない。

（２）回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 1 6 日（金）〔予定〕までに参加資格を認定した全事業者へメールで連絡する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者のみへ回答する場合もある。また、質問内容によっては回答しない場合もある。

9 提案書の作成及び提出

参加が認められた事業者は、本募集要項、仕様書を理解した上で、**令和 7 年 5 月 2 2 日（木）1 7 時****まで**に必要な書類を提出すること。なお、提出書類、必要部数及び提出先については、**提出物一覧に記載のとおり**とする。また、提案書の作成方法については、「**高槻市災害時要援護者支援システム構築業務提案書等作成要領**」のとおりとする。

1 0 受託候補者の選定

審査にあたっては、提案書の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ただし、参加事業者が多数の場合は、提出された書類を基に事前審査を行い、最大 5 者を対象として実施する。プレゼンテーション及びヒアリング実施・非実施及び実施する場合の日程等については、令和 7 年 5 月 2 6 日（月）〔予定〕に参加資格を認定した全事業者へ電子メールで連絡する。なお、プレゼンテーションを行う際の留意事項は以下のとおりとする。

- ① プレゼンテーションは各業者 3 0 分以内（提案システムのデモンストレーションを含む）とし、ヒアリングの時間を 1 5 分程度設ける。（持ち時間は事情により変更となる可能性がある）
- ② プレゼンテーションは必要最小限の人数で行い、本業務を受託した際に主な担当者として実務を行うことが予定される者及び担当営業者が実施すること。
- ③ 会社名や会社を特定できる内容は伏せ行うこと。
- ④ 提出された提案書を用いて行い、それ以外の資料での説明は不可とする。
- ⑤ プレゼンテーションで使用する P C 端末等の機器は、参加事業者にて準備を行うこと。なお、プロジェクタ、HDMI ケーブル及びスクリーンについては本市が用意する。

1 1 審査基準及び審査結果の通知

（１）審査基準

審査は提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査項目や配点・採点などを示す「高槻市災害時要援護者支援システム構築業務に係る事業者選定審査基準」（以下、「審査基準」という。）に基づいて審査し、採点する。

採点の結果、これらの点の合計（評価点）が最も高い者を本業務の受託候補者として順位付けし、次点者以下も決定する。ただし、参加申込者の評価合計点がいずれも満点の 6 割を超えなかった場合は、優秀な企画がなかったものとみなし、再度提案を公募の上、審査を実施する。なお、参加申込者が 1 者以上あれば審査を行うものとする。また、同得点であるものが 2 者以上ある場合は、審査基準の「2 提案システムに関する項目」の点数の高い者を採用し、なお同得点である場合は、選考委員

の協議により受託候補者を決定するものとする。

(2) 通知方法

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を文書で通知する。審査内容に対する質問や異議は一切受け付けない。最優秀提案者の選定後、必要な手続きを経て選定結果等をホームページにて公表する。

(3) 通知時期

「4 スケジュール」に示すとおり。

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類の返却は行わない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 本市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (6) 提出された書類は、公正性、透明性、客観性を期すため公表する場合がある。

1 3 契約手続き等

- (1) 最優秀提案者と契約内容について協議・合意のうえ、あらためて見積書を徴取し地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者に契約を締結できない事由が発生した場合、または契約内容について協議が整わなかった場合は、次点の評価点を取得した者を優先交渉権獲得者とする。
- (3) 契約保証金は、見積書（税抜）に消費税等額を加えた金額の5%以上の金額を契約締結日までに納付すること。ただし、高槻市財務規則第117条に該当する場合は、契約保証金を免除する。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

- ・提案に参加するために必要な費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。
- ・緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を高槻市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加表明書の提出後又は提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やか

に「(様式 11) プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

(4) 資料公表の禁止

本市より受領した全ての資料は、本市の了解なく公表又は使用することを禁止する。

(5) 失格の取り扱い

以下に示す場合は、プロポーザル参加事業者を失格とする。

- ア 参加資格がない場合又は参加資格がなくなった場合
- イ 提案書等の提出方法、提出先及び期限について条件を満たさない場合
- ウ 見積金額が提案上限金額より高い場合
- エ 提出された提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
- オ 提案書等に虚偽の記載をした場合またはプレゼンテーション等において虚偽の説明をした場合
- カ プレゼンテーション及び質疑応答に正当な事由なしに欠席した場合
- キ 2以上の提案をした場合
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ケ 参加者が、選定委員会委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- コ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- サ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した場合
- シ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案した場合

(6) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 秘密の保持

提案書等の作成にあたり、本市から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。本要領の手続き完了後も同様とする。

(8) 異議申し立て

参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 定めのない事項

この要項に定めることのほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

(10) 参加者の姿勢・態度

参加者は、本募集要項・仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。